

第507回（定例）福崎町議会会議録

令和5年3月7日（火）  
午前9時30分開議

○令和5年3月7日、第507回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 特別委員会の設置
- 第 4 委員会付託

○本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 特別委員会の設置
- 第 4 委員会付託

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。

#### 日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程はお手元に配付しております議事日程記載のとおりであります。  
日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。  
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。  
総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 皆さん、おはようございます。  
常任委員長 総務文教常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。  
委員会は、去る1月24日及び2月21日の2回開きました。  
委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。  
調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、特筆すべき部分を補足いたします。  
1月24日です。  
会計管理者からふるさと応援寄附金について前年度に比べ件数は増加したが、寄附金は減額したという報告がありました。単価の低い寄附が増えたということでした。4月の報告では、事業者数が33者で記念品が20種類とのことでしたが、地域振興課が力を入れて募集した結果、現在は事業者数が45者、記念品は273種類に増えたとのことでした。  
また、社会教育課からは、三木家住宅西土塀補強工事の入札を執行し、施工者が決定したとの報告がありました。委員から「補強だけでなく、壁の塗り直しも一緒にしたらよかったのではないかと」質疑があり、「新たに素材をつけ加えると文化財の認定がおかしくなるため、倒壊工事だけの工事にしていく」と答弁がありました。また、「文化財の補助金がつきにくい状況でもあり、予算的にも厳しい」との回答がありました。  
次に、2月21日です。  
総務課から会計年度任用職員、臨時職員採用試験について報告がありました。委員から「保育教諭の募集人数に対する応募者、合格者の数が少なく、対応ができるのか」という質疑がありました。「法的な人数は達しているが、フルタイムの職員で子どもを見たいということが基本的な方針であるため募集している」とのことでした。  
また、税務課から、令和4年度税等の不納欠損処理について報告がありました。外国人で再入国の見込みがないため、即時消滅になっている件数が多いことに対して、委員から「かなりの数の研修生がおられるため、税務課が企業と交渉してほしい」との意見があり、「適切な納税をお願いしていきたい」と答弁がありました。  
以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の継続調査報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。  
小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の閉会中の調査について報告をさせていただきます。

す。

常任委員長 委員会は1月25日、2月22日に会議を開催をいたしました。内容は報告書及び資料を添付しておりますので、以下、项目的に触れたいと思いますので後ほど資料等ご覧をいただければと思います。

1月25日の委員会では、公害防止協定に基づく6件の協議があり、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告事項であります。

住民生活課からは、新型コロナウイルス感染症対応支援策についての報告。

地域振興課からは、ふるさと応援寄附金の状況について。妖怪ベンチを設置したことについての報告。

文珠荘について、浴場の漏水があり、応急措置で対応をした。新年度予算で浴場水辺の改修を考えたいとのこととあります。経営支援については、燃料費や原材料費の高騰が理由とされております。公費の投入については、町民が納得する大義が必要ではないかなどの意見がありました。また飲食料金の改定も考えておるとのこととあります。

農林振興課は、工事業務委託の進捗状況。アケボノ企画との訴訟経過報告です。

まちづくり課は、工事業務委託の進捗状況。不法占有の訴訟の進行状況についての報告です。開発事業は太陽光発電施設に関するものであります。

上下水道課は、工事業務委託執行状況。福田水源地原水槽等の水漏れは、瑕疵担保による工事で終了したということとあります。水道施設の運転管理業務の令和5年度から3年間の委託について、1月31日に選定委員会を開催をすることとあります。

福祉課からは、フードバンクはりまの実績報告。養護老人ホームの福寿園での新型コロナウイルス感染症の発生についての経過報告がありました。

ほけん年金課は、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種状況。明日への健康教室についての報告です。

2月22日の委員会です。

公害防止協定に基づく協議は3件で、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告です。

新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況の報告です。消防団の在り方検討委員会を設置をして、定数をはじめ、町長よりの諮問事項等を検討するそうです。委員は14名で期間は2年間の予定とのこととあります。

次期ごみ処理場建設は予定どおり進んでおるとのこととあります。

田原小学校と福崎町消防団がまちづくり大賞を受けたという口頭報告がありました。

農林振興課は、工事業務委託の進捗状況、アケボノ企画との訴訟経過報告。

まちづくり課は、工事業務委託執行状況報告であります。

上下水道課は、工事業務委託の執行状況。不納欠損などの報告です。

水道施設の運転業務管理委託は、令和5年度から3年間、株式会社データベース関西支社を契約候補者として決定したということとあります。

福祉課は、介護保険特別会計の令和4年度実績見込みの報告がありました。

ほけん年金課は、国民健康保険事業については、令和4年度の実績見込み、令和5年度の制度改正、兵庫県の保険料の統一化に向けての報告がありました。新型コロナウイルスワクチン接種の報告。高齢者及び子どもインフルエンザの予防接種についての報告。令和5年度のまちぐるみ健診などの予定報告がありました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センターの第34期上半期の事業報告。厳しい経営環境の中で、営業利益の確保に取り組んでいるとのことであり、西部工業団地の拡張構想についての報告がありました。概算事業費は約80億円、財源や事業手法など、令和5年度で検討していく。併せて地元との合意形成に取り組むということであり、文珠荘の経営支援は270万円を上限とし、1年の収支をくくった後、次年度で精算したいという報告です。飲食費の料金改定は、令和5年4月1日から行うとのことであり、eバイク2台をレンタルサイクルとして駅前観光交流センターに配置をするということでありました。

なお、雨水排水幹線工事、浄化センター修景施設の公園工事の現地調査を行いました。

以上です。

議長 次、議会広報常任委員会、植岡委員長。

植岡議会広報 議会広報常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。

常任委員長 委員会は、12月23日、1月17日、1月23日、1月26日の4回開きました。

委員会では、議会だより165号の内容について編集を行いました。裏表紙に載せていた表紙の写真の説明を表紙下側に移し、表紙を見て中も読んでみようと思ってもらえるよう工夫をしました。

また、関心を持って読んでいただけるよう、町民の生活に直結する記事を中心に掲載しました。

以上で、議会広報常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会 議会運営委員会から、議会閉会中の継続審査について報告させていただきます。

運営委員長 委員会は、1月6日、2月24日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明をさせていただきます。

まず、1月6日の委員会です。

委員会では、主に12月定例会の反省と課題の検討を行いました。また、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例案及びタブレット型パソコンの導入について協議を行いました。

次に、2月24日の委員会です。

委員会では、主に3月定例会の運営について協議し、会期を3月3日から3月27日までの25日間とすること及び委員会付託等について確認を行いました。なお、陳情書については机上配付することと決定をしております。また、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例案について協議し、3月27日の定例会5日目の討論・採決後に追加上程し、即決することを確認しました。また、マスク着用の考え方の見直し等について協議し、3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となりますが、3月定例会の間はこれまでと同様、新型コロナウイルス感染症対策を継続することを確認しました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査報告を終わります。

議長 以上で、各委員会から閉会中の継続調査報告を終わります。

## 日程第2 質疑

議長 日程第2、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合も

ございますので、あらかじめご承知ください。

それでは、議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の制定について、質疑はありませんか。

1 2 番 国のほうで条例がといますか、法律ができたという関係があるようでありますが、この説明書の1ページのところにですね、条例において必要最低限の独自の保護措置を求めることを許容していますとなっておりますが、福崎町の場合、この独自の区分というのはどういうところになるのでしょうか。

総務課長 手数料等の項目ですね、第3条等々、それから開示決定等の期限、日数の関係にそれらが条例で定める自治体の権限とといいますか、条例で定めるべき事項となっております。

議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第2号、福崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第3号、福崎町自治基本条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第4号、福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、質疑はありませんか。

1 2 番 これはこの対象とといいますか、企業はですね、特に制約があるのかないのか、町の内外あるいはもう国内、あるいは国外いろいろありますし、それから町との取引関係、その他ですね、いろいろあると思うのですが、それらについてどのような内容でしょうか。

地域振興課長 寄附をいただく企業さんにつきましては、町外の企業さん、町外に本店を有する企業さんであれば、寄附を受けることが可能となります。

1 2 番 ということは、町外であっていいし、町内、福崎町とですね、取引関係のある業者でも構わない、それから世間でいろいろ問題になっておる、そんな業者もたまにはあると思うんですが、そういう制約というものは全くないということですか。

地域振興課長 町と取引している、契約している、持っている企業さんとの関係について特に寄附受けるところの制限はございません。

税務課長 補足して説明をさせていただきます。

まず企業については、本社が所在する地方公共団体の寄附については、本事業の対象外となっております。また、寄附したことの代償としまして経済的な利益を受けることは禁止をされているところでございます。

議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第5号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 3 番 資料のほうの2ページで、報酬、年額報酬が列記されておるわけなんですけども、副支部長の分について6万2,000円、あと副分団長の1万から3万に改定がされておるとい列記なんですけども、上げている部分と上げてない部分と、維持、そのままの部分とあるわけなんですけども、その考え方はどういったところなんですか。

住民生活課長 今回の改正は副分団長以下の報酬を1万円から3万円に上げるという改正でございますが、それで分団長以上の報酬は据え置くこととしておりましたが、副支部長の報酬が5万7,000円、分団長が5万4,000円で3,000円しか差がないと。そこだけでもせめて5,000円でもいいから上げてもらえないだろうかといった要望がありまして、その意を酌みまして、副支部長だけを上げて、それ以下は副分団長以下の報酬を上げるというのがメインでございます。

1 3 番 それと、1万から3万に上げてきたというところなんですけども、財源的にはどうなんですか。

企画財政課長 今回の令和5年度の団員報酬約1,930万円に対しまして、普通交付税特別交付税合わせて1,570万円措置されますので、実質負担は360万円ほどとなります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

2 番 出勤の手当が1回のを1,200円から今度時間当たりということになって上がってくるということになっておるんですけども、これが最大で8,000円、8時間までしか見てませんよということですね。となりましたら、昔、殖産団地の火災のときなんか12時間以上その場におったんですけども、そういったときでも8,000円が限度ということで済まされるのでしょうか。

住民生活課長 1日は24時間としておりまして、24時間超えました分につきましてはまたその辺の運用は今後考えていきたいと思うんですけど、今姫路市は1,000円、時間1,000円の出動報酬となっておりますので、その辺も見ながら今後検討していきたい。

2 番 ありがとうございます。

議 長 ほか。

1 2 番 たしか説明中でですね、国基準に近づけるためという言葉があったように思うんですが、ちょっとそんなふうにはメモしておるんですけど、聞き間違いだったらえらい失礼なことになるんですが、じゃあこの国の基準となるものは一体どういうものなのか、どういう水準なのか、それをお示しいただければと思います。あと委員会付託等もあるとは思いますが、そんな資料の提出等も含めてお願いできたらと思うのですが、まず国の基準等の内容とその今回の提案の差異についてお聞かせをいただきたいと思えます。

住民生活課長 国の示します基準は一般団員3万6,500円でございます。

副 町 長 国の示す基準と申しますのは、普通交付税の算定上、総務省の定めた単価ということのようです。

1 2 番 それ今、課長さんのおっしゃったその部分だけなんですか。あとこの団員からずっとですね、このランク、団長からずっと団員まで幾つもの職種があって階層が書かれておりますが、こんなふうにはなっていないということですか。国基準なるものを一度提出をしていただければありがたいですが。

企画財政課長 国基準につきましては、団長報酬が8万2,500円で、福崎町の場合16万5,000円支給しております。副団長につきましては、普通交付税算定上6万9,000円で福崎町は9万3,000円支給しております。支部長につきましても普通交付税6万9,000円のところ、7万8,000円支給しております。

副支部長につきましても国基準6万9,000円のところ6万2,000円。今回ちょっと引上げになりました。分団長につきましては国基準5万500円のところ5万4,000円出しております。副分団長につきましては、国基準4万5,500円のところ3万円、班長が3万7,000円のところ3万円、団員が3万6,500円のところ3万円とこのたび改正しております。

議 長 書類の提出を求めておきます。

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

1 番 出動報酬が時間1,000円となっておりますが、これは最低賃金とかと将来的に連動していくものなのでしょうか。

副 町 長 これは消防団員の出動報酬が最低賃金に抵触するのということになりますと、これはちょっと連動しないのかなという解釈はしております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第6号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第7号、福崎町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 2 番 この委員の人数ですが、第3条で(5)までとなっておりますが、それぞれの人数というのはですね、条例の中にうたわなくてもよいのですか。どのぐらい予定されておりますか。それはどこで決めるのか、規則で決めるのか、どこで決めるのか等ですね、お聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 委員の人数は書いておりますように決めておりますが、このうち例えば学識経験者が何人ということまではうたってはおりません。今、現在ですが、審議会を今運用させていただいておりまして、その審議会のほうの委員の方と同じような配分でいきたいというふうに考えております。

1 2 番 それは規則に委ねるということになるのか、そうでないのか、その辺もちょっとですね、委員会の審議までにちょっと資料をそろえていただければというふうに思ってる。何かその都度その都度ですね、構成の人数適当に変えるということではですね、あまり面白くないなというふうに思いますので、お願いをしたいんですが。

まちづくり課長 委員会のときに出せる書類があれば出せるように準備はしたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第8号、福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 2 番 5,000平米以上については県条例があるというのは私も承知をしておるんですが、このようにしますとですね、県条例では地元市町との関係、あるいは地元の自治会といいますかね、その関係とか土地の所有者及びその周辺との関係との協議、調整というのはどのようになっておるのでしょうか。

まちづくり課長 この県条例の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、こちらでは近隣関係者への説明を行うというようなことで止まっております。ただ、今ま

で福崎町ではそれ以上のことをさせていただいておりましたので、そういった地元からの要望でありますとかそういうのを受けれるように残したというのが今回の改正の内容でございます。

1 2 番 県条例では、地元の市町との関係はどのように定められておるんでしょうか。  
まちづくり課長 県の責務としては、市町の意見も踏まえた総合的な調整を行う。市町の責務は県と地元の調和を図るよう、地域において必要な調整を行う、こういうふううたわれております。

1 2 番 福崎町についてもですね、このところずっとマスコミがこの太陽光の関係でいろいろ問合せをしてきたりするわけですけど、そんな意味で何といたしてもやっぱり地元の市町村のですね、関係というのは非常に大事だと思いますし、被害を受けるのは、もし問題が起これば被害を受けるのは住民でありますし、それだけに地元の市町の責任といいますか、道義的責任も問われることになろうと思いますので、この点抜かりのないようにですね、求めておきたいと思います。  
議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第9号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第10号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第11号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第12号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第13号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第14号、八千種研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第15号、福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第16号、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、質疑はありませんか。



(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第17号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、質疑はありませんか。

1 2 番 下水道との関係で改めて下水道事業のほうに変換するといえますか、そういうふうな補正予算が入っておりますが、その経緯ですね、お聞かせをいただきたいと思うんです。

上下水道課長 一般会計のですね、財政負担の軽減という観点とですね、それから下水道事業の財務の明確化を目的に一般会計からの繰入れを減少させたということでございます。令和2年度の決算時にですね、補填財源の残額が8,200万円ございましたので、これを一旦精算するために減額をしたというようなことであります。でですね、その減額をすることによりまして令和4年度の決算見込みでですね、約7,700万円の純損失が生まれてしまうというようなことが分かりました。結果、内部留保資金も550万程度に減少するというようなことになりまして、次年度令和5年度の補填財源が不足するというようなことがはっきりと明確化されましたので、このような補正予算をお願いしたいというふうに考えております。

1 2 番 それはですね、当初予算の編成のときに今言われたような内容というのは予測できなかったんでしょうか。下水道事業会計にはいろんな分野がありますから、セグメントみたい、というふうな片仮名が使われておりますけれど、それは雨水排水幹線などはですね、全く公共工事ですから純然たる下水道事業等の運営等について引っかかってくると思うんですが、今言われたその数字の状況というのは当初予算のときになぜ想定をできていなかったのかお聞かせください。

公営企業管理者 令和4年度の当初予算のときにですね、町としては上下水道課としましてはですね、4億2,000万円総額で必要であるという要求はさせていただきました。この理由としまして、今回こういう調整を行ったといえますのは、平成28年度に町長と繰出金の基準についての覚書を交わしております。これによりまして内部留保資金は総収入の3%程度が適切であるということにしておりまして、総収入を10億円としますと3,000万円程度の内部留保が適切であろうということになります。これを超過した場合につきましては、翌年度の繰出金で調整するという覚書がございますので、これを根拠に令和2年度決算における内部留保資金が8,200万円ございましたので、これは適正規模を大幅に超過しているという判断で当初予算では一旦この内部留保がゼロになるように当初予算を定めまして、決算見込みによりまして今回3月補正で調整をさせていただいております。

1 2 番 この地方公営企業法の関係やらそれに基づく運営の指針などもあるんでしょうけれど、私たちの側からいいますとですね、やっぱり住民の負担がどう変わっていくのかというのがですね、大きな関心事でございます。したがってこの下水道事業についてはこれまでも今後の財政の計画をそれぞれ定められて、令和5年、6年で審議会をつくりですね、値上げの方向でのですね、下水道料金値上げの方向での検討をしようという、そのことは前から言われておるわけでありまして。そんな状況の中でですね、住民生活をまず第一に考えるという、その観点が当初予算編成時にちょっと足らなかったんじゃないかと思うんですが、町長どうでしょうか。

町 長 そういった意味ではなくてですね、住民生活はしっかりと守っていくという中でですね、令和4年度の当初につきましては内部留保を一旦精算をさせていただいて、その中で次の対策を考えていこうということで令和4年度の予算は組んだ

わけでございますが、ここに来まして内部留保がもう全くななくなってくるという中で令和5年度の予算が組みづらいということがはっきりしたために、今回のような補正予算を組ませていただいたところでございます。

- 1 2 番 この道路橋梁総務費等をはじめですね、道路改修等で減額予算等も出されておりますが、それぞれ契約減でありますとか事業量の問題とか、いろいろ説明はあるでしょうが、町道の状況については、生活道路について特にたくさんの住民の要望があります。そういう中でですね、こういった形での減額ということよりも要望にできるだけ応えていくということでの執行の仕方、あるいは組替え等がやられてもよかったのではないかというふうにも思うのですが、それはどのような検討がされておるのでしょうか。

まちづくり課長 このたびの道路橋梁費の補正でございますが、減額させていただいております主なものは、国庫補助事業に伴います国庫の内示が町の要望よりも少なかったことによるものがほとんどでございます。今言われておりますような地元からの要望等につきましては、予算の範囲内でしっかりと対応できているというふうに考えておまして、あくまでも今回の補正につきましては、国庫補助事業によるものが減額の主な大きな要因でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第18号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第19号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第20号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第21号、令和4年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第22号から議案第28号までの議案は、令和5年度予算についての議案であります。

それでは、議案第22号、令和5年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。

- 6 番 予算の概要書の19ページの障害者支援事業のところなんですけど、今回新規のですね、ひきこもりサポート事業ということで、山田文庫さんのところで大人の居場所を開設という事業が新規に盛り込まれております。山田文庫さんは今まで放課後子どもさんの見守りというんですか、そういうこともされておって、非常に貢献をいただいているところと認識しております。このところですね、大人の居場所というのは、何か一般というんですかね、30歳40歳50歳というんですか、60歳もそうなんですけど、何か引き籠もって社会参加というんですか、

社会貢献がしにくい方の居場所づくりかと思ったんですが、障害者支援事業のところにありまして、これは健常者の方は利用できないというんですか、じゃなしに障害者の方の取組なんか教えていただきたいと思います。

福祉課長 大人の居場所づくりなんです、一旦就労したもののですね、ちょっとストレスを抱えて休職してしまったとか辞めてしまったとか、またずっと学校卒業したけれども就労せずずっと家にひきこもりをしておるとか、そういった方に参加、社会に一步踏み出していただくための場として開設するもので、障害者というくくりといいますか、その障害の手帳を持っておるかどうかなどは特に関係ないです。そういう状態にある方であれば、参加していただけるというふうな形で思っていたらと思います。

6番 そしたら、非常にいい取組だと思います。そしてこのカウンセリングというだけのものなのか、また社会復帰をね、目指してもらって、そういうふうな社会復帰を目指すような指導というんですか、そういうことをしていただくという事業でしようかね。

福祉課長 まずは居場所です、ゆっくりしていただいているいろんなこと、やはり悩みを抱えている方が多いので、いろんなことを話していただくと。それでそこにはカウンセリングといいますか、専門の人員を配置しますので、その方に話していただくことによって悩みが軽くなる。また、聞き取りをしていく中でですね、その対象の方が何か発達障害とかですね、そういった障害をお持ちで働けないとかですね、精神的な疾患でちょっと働けないのかなというときには相談員がそのわかるべき専門の機関にですね、つないでいくというふうな形の事業でございます。

6番 月に何回じゃなしに、行きたいというんですか、いつでも行けるというふうな山田文庫さんにいつでもというんか、大体日を決めてあるとかそういうふうなことどうなんでしょうかね。

福祉課長 こちらは山田文庫さんと協議をいたしまして、令和5年度は週2回です、火・水の午前10時から12時までの間に開催をする予定でございます。

6番 そうしまして、今大人の方いうんですかね、ひきこもりが問題になっていますんで、この事業うまくいくように頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 長 ほかに質疑はありませんか。

3番 先ほど同じ質問なんですけど、その大人の方のひきこもりの方は何人ぐらい把握されているんでしょうか。

福祉課長 今回の分では約20人ということで、福祉課のほうで今、把握しておるのは約20人ということでございます。

3番 はい、分かりました。

議長 長 ほかに質疑はありませんか。

3番 あと教育費についてかどうかはっきりしないんですが、保育士を募集していてもなかなか応募がなかったんですけど、この保育士の給与の予算は不足分を応募がなかった分を除いた予算立てになっているんでしょうか。それとも臨時も不足分を募集した分も入っている予算なんでしょうか。

総務課長 今、言われているような形でのびたつとした当初予算っていうのは計上ができておりませんので、例年12月の補正、そのあたりで過不足が出てきますので、そこで対応をしておるということで、予算は12月あたりで決めておって、その後の募集という形で必ずしも連動はしていないという形でございます。

町長 そういう必要な教師、保育士の人数なんですけれども、必要な人数を当初は予算化します。最終的には足らなかった、足りたいう精算はあるんですけれども、

当初は必要な人数を全て計上をさせていただきます。

3 番 はい、分かりました。  
議 長 ほかに。

1 2 番 資料の1ページから2ページですが、正職員148名、再任用6名、会計年度及び臨時が349（444）ということですが、各課にわたって会計年度の関係がずっと配置をされておるわけでありましてですね、どこまでを正規職でやっどこからが会計年度の、その責任の分野等々いろいろ私にとっては分からないことが多いんですけど、このまず正規職の定数の在り方、あるいは仕事の振り分け方、会計年度職員の定数の在り方等々についてですね、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

総務課長 こちら資料の1ページ、2ページは令和4年度と5年度の比較の形となつてございます。こちらにつきまして、現状この正規の数、今言われました148人の職員でそれを維持していくという形での職員の採用等を行っております。ただ、実際には会計年度とか臨時の人数で産休、育休等の対応の部分でそちらのほうの人数は増がこのたびは4年度比較しますと出てきておるといふような形が考え方となっています。

1 2 番 どういう部分をですね、正規職で対応して、どんな部分を会計年度職員で対応しようという、そんな考え方あるんですかね。どんなんでしょうか。

総務課長 役所の仕事ですので、継続的な業務をずっとやってきておる中で、年々で増減というのは基本的には少ないというものであると思ひます。ただ、大きな事業があればその事業に必要な職員をその内容なりボリュームによって正規職員を配属するとかもしくは会計年度を配置するとかいうことはその時々で出てくる場合がございまして、そのあたりも総合的に勘案してということ、今はこのベースの状態の148人で4年度5年度はなつておる年度であつたということございまして。

1 2 番 最近ですね、地方公共団体を中心にですね、この会計年度任用職員の身分とか待遇とかですね、そういうことも話題になるようになりまして。実態を見ますとですね、正規職の数を抑えるということがまず前提になつて、通常業務の中でずっと通年必要である、通年的に、あるいは何年にもわたって必要であるにもかかわらずですね、もう会計年度任用職員でしていつてしまうといふふうなことになる、いろいろな問題がですね、生まれてくる可能性があります、その辺のところですね、仕分けがといいますか、線引きがですね、私にはなかなかよく分からないわけでありまして、そのような問題点というのは感じておられないのかどうかですね、お聞かせをいただきたいと思ひますが。

副町長 なかなか会計年度任用職員、全国的にですね、職員の大体30%、40%近く占めているというのは実態でございまして。なぜこのようになったのかということやはり国の三位一体の改革からどんどん地方財政措置が下がってきた、じゃあその中で地方としてどう対応していくのかいう中でですね、こういった傾向が出てきていると思ひます。本町におきましては、主たる業務というのは基本的に正職員が行っております。会計年度任用職員につきましては補助的な業務という位置づけで一応やっておりますけれども、質問議員さん言われているようにどこで明確に分けるのかというのはこれはちょっとなかなか難しいところがあるかと思ひます。ただ、全体の財政状況を見ましてですね、もう少し正職員を増やせばいいんじゃないかという議論もあると思ひます。私自身も個人的にはですね、増やしたいなと思ひますけれども、この財政状況の中で例えば令和4年度の補正予算見ていただいてもですね、当初3億8,000万一般財源足りない、

最終的に1億数千万やはり取り崩さなければ決算が出ない、この当初でも4億2,000円の取崩しをしなければ今のところですね、予算が組めない状況の中ではですね、やはりちょっと厳しいところもあるのかなという思いをしております。

1 2 番 補助的な職務という範囲をですね、超えておる部分もかなりあるのではない  
か。全くの補助的なですね、部分とかあるいは季節的なものとかですね、その年  
度だけの対応のものとかいろいろあるものを超えて、福崎町の業務に必要なもの、  
全くもう、言い方は悪いですが、会計年度職員さんがですね、非常によく詳しく  
責任持っておられてですね、そんな部分もあると思うんですね。そういうところ  
に委ねなきゃならん部分もですね。その面では、やっぱり仕事のしがいであり  
ますとかですね、様々な問題をはらんでくると思います。その点でのですね、今  
後の職員管理の在り方、正規職の在り方等の関係についてですね、いま一度の検  
討が必要な時期に来ておるのではないかという点はですね、強く感じておると  
ころですが、その点について改めてやはり町長の答弁を求めておきたいと思いま  
す。

町 長 会計年度任用職員という位置づけがですね、できたのが3年か4年ほど前だ  
ったと思うんですけども、それまでは正規職員、そして嘱託職員というような名  
前でですね、会計年度任用職員というのは新しく3、4年前にできたわけなん  
ですけども、それまではですね、正規職員がおりまして、嘱託職員というのは町  
が任用しておりました。そしてあとですね、アルバイト職員と言われる方は契約を  
しておりましてですね、任用してなかったわけなんですね。そういう雇い方を各  
自治体がしてたんですけども、それはちょっとおかしいん違うかと、自治法に  
そういう契約で雇い入れるというようなことにはなっていないということで、き  
ちっと法律上でこの会計年度任用職員というのを明確化してうたって、そして役  
場が雇入れする人たちは全て任用するんだという形の中でこういった制度がで  
きたものでございます。ですから、身分的にはきちっと位置づけをされたとい  
うことのでございまして、そのときにですね、今までアルバイトで仕事をされた  
方も含めてですね、全て給与体系を見直してですね、この会計年度任用職員  
さんは何級の何号法を適用するというにしましてですね、今までアルバイトで  
されたよりもいい条件になるように全て見直しをさせていただいております。  
一遍にですね、正規職員までというわけにはいきませんが、従前よりは条件がよ  
くなるようにさせていただいているということでございますので、この制度に移  
行してですね、私は会計年度任用職員の皆さんは喜んでいただいております  
というふうには思っております。今のままでいいのかという話につきましては  
今後ですね、同一労働同一賃金という考え方もございますので、今後  
ですね、是正すべきところは是正する、見直しすべきところは見直して  
いくということが今後他市町も含めてですね、そういったふうに  
今後はなっていくのではないかなと、このような思い  
でいるところでございます。

議 長 質疑の途中ですが、休憩を取りたいと思います。  
再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時36分

再開 午前10時49分

◇

議 長 会議を再開いたします。

1 2 番 福祉医療関係でもいろいろこの比較表、資料も出していただいております  
が、いろいろと問題になっておりますこの福祉医療をやるとですね、自治体独自の  
施策については国はペナルティーを課すということがかねてより問題になって

おり、地方労働団体等からですね、それをなくすようにとの要望もこれ出されておるわけですが、福崎町の場合ですね、この本年度予算ベースで令和5年度予算ベースでいきますと、ペナルティーの額はどれぐらい、どの部分で出てくるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

町参事兼ほけん年金課長 こちらのほうは国民健康保険のほうに地方単独波及分ということで入ってくるものでございますが、令和5年度で今試算しております額としましては、2,850万円でございます。これの町が保険者として持つ分が約85%程度でございますので、掛けますと2,400万円程度ということになろうかと思えます。

1 2 番 すみません。

町参事兼ほけん年金課長 2,400万円程度なろうかと思えます。

1 2 番 ほかに交付税とかそういうふうなことには影響はしていないということですか。

町参事兼ほけん年金課長 ほかにはないかと思っております。

1 2 番 今国会でもですね、このペナルティーをなくするということを書いて求めたわけですが、なかなかよい返事をしないという状況が続いております。地方自治そのものを認めないかのような、地方が自らの意思と必要性に応じてやろうとする、こうした福祉施策についてペナルティーを課するというふうなことはですね、あってはならんというふうに思うのですが、その実態を改めてお聞きをいたしました。

それから、教育費について伺いますが、今、全国的に不登校が非常に大きな数になっておるということがニュースでいつも問題になっております。福崎町でもそのことは深刻な状況にあると思うのですが、当年度予算ではどのような対応がですね、取られておるのでしょうか、教育長にお伺いをいたします。

教 育 長 不登校指導員を県のほうへ要望しておりまして、1名フルタイムの不登校指導員を配置していただいたり、それから不登校担当の町費の部分で増やしていただいたり、不登校対応に努めております。

1 2 番 令和5年度予算でですね、これまでに比べてどの部分を強化したと、増やしたというふうなお答えをいただければありがたいのですが。

学校教育課長 児童生徒、いわゆる子どもさんに対応する形をどう強化していくかということで、ハード面とかではなく、今、教育長申されたように、人を対応できる人、不登校指導員を増やしていく、まず令和4年度2人おりましたが、お1人は週30時間、もう1人は週18時間であったものをお2人とも週30時間に増やすという形で予算措置はしていただいております。さらに県のほうに加配職員、不登校の加配という特化したメニューを要望してそれをつけていただいたという努力も実を結んでおるという状況にあります。そして、サルビア会館におきまして、のぞみ学級、不登校の子どもさんを対象にしたのぞみ学級というものを週2回午後から開設して、学校には行けないけれどもそういう違うところであれば行けるといふ形に持って行って、新しい展開をその不登校指導員さんに担っていただくということで施策を考えております。

1 2 番 様々現場では苦労されておると思うんですが、なかなかこの近年の様子を見ますとですね、全国的にも福崎町の状況を見ても非常に深刻な状況が深まっているというふうに思わざるを得ませんのでですね、抜本的な対応が要るのではないかというふうに思っておるところであります。そんな面で改めて一般質問でもお聞きしたいと思っておりますので、そのほうにも譲りますけれど、問題意識を持っておるといふことはお伝えをいたしておきます。

それから子育て支援にですね、を倍増するんだというふうなことを総理大臣が

言ってその後いろいろ何か分からないような形になっておるよう思うのですが、福崎町でもですね、改めて子育て支援策というものがどんなふうに取り組みられていっておるのか、どんな考え方をしておるのかということについて教育長のお答えをいただきたいと思います。

教 育 長 町長も重点事項の柱の1つに子育て支援の充実ということを挙げております。それを受けて子育て支援に努めておるところでございます。具体的にどのようなこととなりますと、これから検討していくわけですが、子育て支援には力を入れていきたいというふうに思っております。

1 2 番 予算の中にはどんなふう反映をさせたということではお答えいただけませんでしょうか。

学校教育課長 子育て支援、様々な形があります。今の形を維持していくというところもありますし、特にハード面では継続事業ともなりますが、トイレ改修工事を残りの学校にも実施し、快適な学びの環境を提供していく、さらには来年度令和6年度に向けての特別教室のエアコンの設置なども予算化していただいているところがあります。あと、先ほどのご質問にもありました不登校問題というものを中心に据えて考えておりますので、その人的措置などもしておるところでありますし、さらには最近の物価高騰に係る給食費に対する物価高騰分を町費で負担し、保護者への負担は求めないという形も予算として措置して対応しているところがあります。

1 2 番 つまり給食費についてはですね、これも国会で尋ねたわけですが、文科大臣はですね、給食費の無料化の取組については地方自治体の仕事だというふうなですね、そんな趣旨の答弁をすることです、子育て支援の花火の打ち上げとはちょっと裏腹な内容が国会の議論では続いているところでもあります。大臣の要請に応じて地方自治体ということになりますと、地方自治体でそれぞれやっておるところもあるわけですが、福崎町では原材料等の値上がり分というふうなことです、それはいかほどの金額に見積もっておられるのでしょうか。

学校教育課長 令和4年度中から物価高騰が徐々に影響してまいりまして、給食センターのほうで試算いたしますと、いわゆる6%程度は値上げを求めていかざるを得ないところであるという試算が出てまいりましたので、この6%につきましては町費のほうで何とかということ財政とも調整し、金額的には542万円、これが年間増額分を町費で負担している額となっております。

1 2 番 改めてですね、近隣の状況、県内状況等々も考え合わせながらですね、町としての努力をできる限りはやっておくという姿勢もですね、必要になろうと思っておりますので求めておきたいと思っております。

それから、町の職員の全体の数字のこと申しましたけど、県事業といってもですね、町の職員が用地買収やその他いろんな作業に働かなければなりませんし、住民から見ますと、災害対策とかあるいは生活環境整備というふうなことになると思いますと、道路とか河川とかいうことになりますと、県の直接事業も大きな役割を持ってまいりますが、福崎町ではですね、令和5年度どのような県事業が予定をされておるのか、分かればお聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 正式に県から聞いたことではございませんが、今まで令和4年度、今年度、県の担当と話している中では、道路事業といたしましては引き続き行うものといったしまして、県道三木宍粟の西治地区、集落でいいますと西谷の幅広路肩。それから今現在行っております甘地福崎線、あと西田原姫路線、五叉路の交差点のところですがそちらについても施工いただくというようなお話を聞いております。また、河川事業では、今年度に引き続きまして、市川、七種川などの県河川の堆

積土砂の浚渫でありますとか、伐木についても引き続き、まだ県につきましては  
お金が、内示が全然分かっておりませんので、確約はいただいておりますが、  
町としては引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

あと、砂防といたしましては引き続きまして田口地区で1か所、山崎地区で1  
か所を聞いているところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 学校の部活動の民間、休日の民間委託という方向で進んでいると思いますけど、  
そもそも部活の休日をもう中止するという発想はないのでしょうか。

学校教育課長 部活動の学校における位置づけというのは、これまでもそうですし、勉強以外  
のところでは他学年と接することで人格形成に資するということもございまして。  
クラブの内容にもよるかとは思いますが、平日を中心に土曜日日曜日は練習もさ  
ることながら、試合なども組まれることもありますし、基本的には土日は片方1  
日のみというふうに部活動の指針のほうでも定めておりますし、その指針を踏ま  
えながら今後もそこは継続して民間委託のほうには提案していきたいと考えてお  
ります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 第4の柱のところでは、不妊治療の助成が予算化されていますけれども、子ども  
を増やすという意味では、不妊治療にも力を入れるのもいいんですが、里親制度  
をもうちょっと町としてアピールするという方向はどうなんでしょうか。里親制  
度があるんですけども、なかなか福崎町で里親さんっていうのはあまり1人しか  
いないというふうに聞いたことがありますので、町として里親制度をもっと進め  
ていくというお考えはいかがでしょうか。

町参事兼ほけん年金課長 確かになかなか周知されていない事業かとは思っております。これは県のほ  
うが中心となって進められている事業でもございましてけれども、町としてもそう  
いった形でのPRというのはしていく必要もあるのかなというふうには思ってい  
ます。

3 番 ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算につ  
いて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算につ  
いて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第25号、令和5年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、  
質疑はありませんか。

3 番 既に要介護認定されている人数が予算よりも上回っていると思うんですけど、  
この場合どのように補正でまたされるんかと思っておりますけど、もし介護人数が  
かなり増えた場合どのようにされるおつもりでしょうか。

福祉課長 要介護認定を受けますと、介護サービスを利用できるわけではございまして、  
予算がないからといって介護サービスが利用できないわけではありませんので、  
実際介護の方がいろんなサービスを使っている中で給付費等がまた足らな



いようであればまた補正していくというふうな形になっていきます。

3 番 介護保険料が増えるというようなことにはならないのでしょうか。  
福祉課 長 介護保険料は3年ごとに保険料決まっていますので、次の期からですね、ちょうど令和5年度で令和6年度からの3か年のまた介護保険計画を定めますので、その際にまたいろんな給付費が増えていけばですね、そういった介護保険料の算定の基準となる形で上がっていくとかそういうふうな形にはなるかもしれませんが、基本的には使っていただく分は使えるような形になります。

3 番 介護保険料、税金のほうじゃなしに、サービスを受けた場合、今1割負担なんですけれども、それは2割3割になるというような話は今どうなっていますでしょうか。

福祉課 長 国のほうでですね、今度の次の第9期の計画のですね、見直しもされておりました、負担ですが、そちらのほうも検討はされているようです。ケアプランということで介護の計画を立てたときの業者の負担とかそういったことも計画はされているようですが、ちょっとまだ正式には町のほうには示されておられませんので、その国の動向を見ながらですね、また町の計画にも反映していきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第26号、令和5年度福崎町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第27号、令和5年度福崎町工業用水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、令和5年度福崎町下水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑は終結いたしました。

### 日程第3 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。

本件を議題としてお諮りいたします。

議案第22号から議案第28号までの7件の議案は、令和5年度の一般会計をはじめ、各特別会計及び企業会計の予算であります。令和5年度の各会計の予算審査につきましては、議長を除く議員を委員として予算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、この委員会で審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、福

崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっています。よって、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

1番三輪一朝議員、2番石川治議員、3番大塚記美代議員、4番吉高平記議員、5番河嶋重一郎議員、6番牛尾雅一議員、7番富田昭市議員、8番宇崎壽幸議員、9番植岡茂和議員、10番前川裕量議員、11番松岡秀人議員、12番小林博議員、13番竹本繁夫議員、以上13名を指名いたします。

ただいま指名いたしました議員13名を予算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、委員会において互選をお願いいたします。

#### 日程第4 委員会付託

議長 次の日程は、委員会付託であります。

議案第1号から議案第28号までをそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第1号から議案第3号までは総務文教常任委員会に、議案第4号から議案第8号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第9号から議案第17号までは総務文教常任委員会に、議案第18号から議案第21号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第22号から議案第28号までは予算審査特別委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は12件、民生まちづくり常任委員会は9件、予算審査特別委員会は7件、以上28件をそれぞれの委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の定例会3日目は、3月22日水曜日午前9時30分から再開いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時14分